

# 徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の処理に関し、高い遵法意識を持って適切な処理を行い、地球温暖化などの環境問題にも積極的に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を社会的に明らかにする「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」の実施のために必要な事項を定めることにより、優良な処理業者による産業廃棄物の処理を促進し、不法投棄、不適正処理を未然に防止し、もって県民の安全・安心で快適な生活環境を守ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条及び第2条の4に規定する産業廃棄物をいう。

#### (2) 産業廃棄物処理業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項、法第14条の5第1項の規定による徳島県知事（以下「知事」という。）の許可を受けている者をいう。

#### (3) 優良認定

次条第1項の認定をいう。

#### (4) 不利益処分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令の規定による不利益処分をいう。

## 第2章 認定

### (認定)

第3条 知事は、別表1に定める認定区分ごとに、別表2に定める基準に適合すると認められる産業廃棄物処理業者を、申請に基づき審査し、認定委員会からの意見を聴取した後、徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下「優良認定業者」という。）として認定し、徳島県優良産業廃棄物処理業者認定証（以下「認定証」という。）を交付する。

2 前項の認定を受けようとする者は、産業廃棄物処理業者として、3年以上の業務実績のある者とし、別に定める申請書等により知事に申請する。

3 第1項の規定による認定の有効期限は、認定の日から起算して、3年間とする。

4 第1項の規定による認定は、前項の期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 5 前項の更新の申請があった場合において、第3項の期間（以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 6 認定の有効期間中であって、上位の区分の認定を受けようとする場合は、認定期間中であってもその申請を妨げない。この場合、新たな認定における有効期間は、新たな認定の日から起算して3年間とする。
- 7 第2項の規定による申請に係る手数料は、徴収しない。

（認定マーク）

第4条 優良認定業者は、各認定区分ごとに、認定されたことを示す認定マークを表示することができる。

2 優良認定業者以外の者は、認定マーク又はこれと紛らわしい表示を使用してはならない。

（変更届）

第5条 優良認定業者は、申請書の記載事項のうち次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から10日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
- (2) 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 徳島県内において産業廃棄物処理業を行っている事業所の所在地
- (4) 別表2に規定する認定基準への適合状況

（認定の取消等）

第6条 知事は、優良認定業者が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、直ちに認定を取り消さなければならない。

- (1) 徳島県又は他の都道府県等において不利益処分を受けた場合。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けた場合。
- (3) 申請者が雇用する従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第77号）第2条に規定する暴力団員である場合。

2 知事は、優良認定業者が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、認定の取消を行うことができる。

- (1) 第3条第1項の基準に適合しなくなった場合（前項第1号の場合を除く。）。
- (2) 徳島県又はその他の都道府県等において文書による行政指導を受けた場合。
- (3) 正当な理由なく第5条の届出をしなかった場合。
- (4) その他優良認定業者としてふさわしくないと認められる場合。

3 前項第1号又は同項第2号までに掲げる事由により認定の取消を行う場合は、原則として認定委員会の意見を聴取することとする。

4 知事は、優良認定業者が第2項各号に該当するもののうち、その内容が軽微である場合、又は役員等が法令等違反の容疑により逮捕、書類送検、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合は、期限を定めて認定の効力を停止させることができる。

5 優良認定業者は、認定証を返納するときは、別に定める返納書を知事に提出しなければならない。

6 第1項又は第2項第2号若しくは同項第4号により認定を取り消された産業廃棄物処理業者は、取り消された日から起算して5年間は、第3条第1項の認定に係る申請を行うことができないものとする。

(公表)

第7条 知事は、第3条第1項の規定により認定を行った場合は、速やかに当該産業廃棄物処理業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）等、別に定める項目について、県のホームページその他の方法により公表するものとする。

2 知事は、前条第1項及び第2項の規定により認定の取消を行った場合は、速やかに当該産業廃棄物処理業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）等を、県のホームページその他の方法により公表するものとする。

3 知事は、前条第4項の規定により認定の効力を停止した場合は、速やかに当該産業廃棄物処理業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）等を、県のホームページその他の方法により公表するものとする。

### 第3章 認定委員会

(構成)

第8条 認定委員会は、8人以内の委員を持って構成し、学識経験者等専門的知見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(所掌事務)

第9条 認定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第3条第1項に係る認定についての意見
- (2) 第6条第3項に係る認定の取消についての意見
- (3) 認定制度に係る調査・研究

(委員の任期等)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第11条 認定委員会に委員長を置き、委員会を代表する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長になる。

3 委員長は委員の中から選任する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(招集等)

第12条 認定委員会は、委員長の招集により開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は

説明を聞くことができる。

(審議の非公開)

第13条 認定委員会は、原則として非公開とする。

#### 第4章 補則

(報告)

第14条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、優良認定業者又は優良認定を受けようとする者に対し、報告を求めることができる。

(事務局)

第15条 徳島県優良産業廃棄物処理業者認定に係る事務取扱は、危機管理環境部環境指導課が行うものとする。

(要領への委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は要領で定める。

附則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。